

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成20年9月19日
【事業年度】 第51期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】 東京鋼鐵株式会社
【英訳名】 TOKYO KOHTETSU CO., L t d
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 南良隆
【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田司町二丁目2番地
【電話番号】 03-3254-5201
【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部長 新野善行
【最寄りの連絡場所】 栃木県小山市城北四丁目38番地1
【電話番号】 0285-22-1335
【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部長 新野善行
【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月30日に提出いたしました第51期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

（1）～（5） 省略

（6）取締役会で決議できる株主総会決議事項

a．自己株式の取得

当社は、会社の機動的な資本政策を遂行するため、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

b．中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

（7） 省略

(訂正後)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

(1)～(5) 省略

(6) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 自己株式の取得

当社は、会社の機動的な資本政策を遂行するため、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

b. 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

c. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(7) 省略